

## 第15章. 政府調達

特定の調達機関が基準額以上の物品及びサービスを調達する際の規律を規定している。

具体的には、公開入札を原則とすること、入札における内国民待遇及び無差別原則、調達の過程の公正性及び公平性、適用範囲のさらなる拡大（地方政府を含む）に関する交渉等について規定している。

マレーシア、ベトナム及びブルネイは、WTO政府調達協定（GPA）を締結しておらず、日本との二国間EPAにおいてもGPAと同水準の規定は置かれていない。これらの3か国との間では、TPP協定の政府調達章の対象調達について、内国民待遇、無差別待遇原則及び調達手続の透明性確保に係る詳細な手続規則が、初めて国際約束として規定された。これにより、これらの国々の政府調達市場へのアクセスが改善する。

(参考)

OECDの調査（PROCUREMENT AS % OF TOTAL SPENDING (2011)）によれば、GDPに占める政府調達の規模のOECD加盟国平均は13%となっている。